

規 則

埼玉県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第七号

埼玉県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会傍聴人規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第七号中「録音」の下に「（第四条の規定により傍聴券の交付を受けた者が教育長の許可を得て行う録音を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。